

(別紙)

ショートステイ ご利用料金表 (令和8年8月1日現在)

介護報酬内容			基本単位	夜勤職員 配置加算 (Ⅰ)	看護体制 加算		サービス 提供体制 加算(Ⅰ) Ⅱ	第4段階以上 1日計算 (円)					第3段階 1日計算(円)					第2段階 1日計算(円)			第1段階 1日計算(円)			
								(本人市 町村民税課税・市民税課税)			(市町村民税非課税世帯)		(市町村民税非課税世帯)			(市町村民税非課税世帯)			(生活保護世帯等)					
								1割負担	2割負担	3割負担	円以下の方 ①収入額の合計が82.65万円を超え120万 ②収入額の合計が120万円を超える方													
短期入所生活介護サービス費(Ⅰ)	従来型個室(一人部屋)	要介護度	単位/日					居住費	食費	合計(円)			居住費①	食費①	合計(円)	居住費②	食費②	合計(円)	居住費	食費	合計(円)	居住費	食費	合計(円)
		要支援1	451	加算なし			1,231	1,545 (上限)	3,249	3,722	4,195	880	1,030 (上限)	2,383	980	1,360 (上限)	2,813	480	600 (上限)	1,553	380	300 (上限)	680	
		要支援2	561						3,359	3,942	4,525			2,493			2,923			1,663			680	
		要介護1	603	13	4	8			22	3,426	4,076			4,726			2,560			2,990			1,730	680
		要介護2	672							3,495	4,214			4,933			2,629			3,059			1,799	680
		要介護3	745							3,568	4,360			5,152			2,702			3,132			1,872	680
		要介護4	815							3,638	4,500			5,362			2,772			3,202			1,942	680
		要介護5	884							3,707	4,638			5,569			2,841			3,271			2,011	680
短期入所生活介護サービス費(Ⅱ)	多床室(二人部屋)	要介護度	単位/日							居住費	食費			合計(円)			居住費①			食費①			合計(円)	居住費②
		要支援1	451	加算なし			915	1,545 (上限)	2,933	3,406	3,879	430	1,030 (上限)	1,933	530	1,360 (上限)	2,363	430	600 (上限)	1,503	0	300 (上限)	300	
		要支援2	561						3,043	3,626	4,209			2,043			2,473			1,613			300	
		要介護1	603	13	4	8			22	3,110	3,760			4,410			2,110			2,540			1,680	300
		要介護2	672							3,179	3,898			4,617			2,179			2,609			1,749	300
		要介護3	745							3,252	4,044			4,836			2,252			2,682			1,822	300
		要介護4	815							3,322	4,184			5,046			2,322			2,752			1,892	300
		要介護5	884							3,391	4,322			5,253			2,391			2,821			1,961	300

■介護給付サービス加算

加算	条件	加算単位
サービス提供体制加算(Ⅰ)	介護職員のうち、介護福祉士が80%以上配置している場合に加算。	22
夜勤職員配置加算(Ⅰ)	夜間の介護職員が基準以上配置している場合に加算。(特養併設のため、特養と一体で扱う)	13
看護体制加算(Ⅰ)	常勤の看護師を1名以上配置している場合に加算。	4
看護体制加算(Ⅱ)	看護師を基準よりも1名以上上回って配置し、なおかつ24時間の連絡体制がとれている場合に加算。	8
送迎加算(片道)	自宅への送り迎えを行った場合に加算。	184
看取り連携体制加算	看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合に加算。	64
療養食加算	医師の指示に基づく療養食を提供した場合に加算。	8
介護職員等処遇改善加算ⅠⅡ	1月あたりの総単位数(短期入所生活介護サービス費及び該当する加算)の16.3%に相当する単位数を加算。	

※赤字の加算は上記合計金額に上乘せされます。

< 注意点 >

□介護保険負担割合証

①第4段階以上の方につきましては、各保険者から送られてくる負担割合証の割合によって、利用料金が異なります。

②2割負担の方は、基本単位と各種加算の他、介護職員等処遇改善加算についても2割負担の対象となります。

□介護保険負担限度額認定証

①利用者負担額軽減制度の適用を受け、市町村より発行された「介護保険負担限度額認定証」をお持ちのご入所者は、居住費・食費の負担額が軽減されます。

②（長期利用者対象）連続して30日を超える日数を利用された方は、31日目以降、基本単位数から30単位減額となります。1度退所となった場合は、再度基本単位数に戻ります。

< 食事費用の算定について >				< 居室費用について >	
利用中に実際に召し上がった食事数に応じて、算定いたします。 (朝食428円、昼食561円、夕食556円) 負担額軽減の適用を受けている方は、下記の表を参照してください。 1日の負担限度額を超えない範囲でご負担いただきます。				居室料金は下記の表のようになります。	
負担限度	1日あたりの食事料金			1日あたりの居室料金	
第1段階	従来通り、どの食事を召し上がっても、一律300円			個室	多床室
				380円	0円
第2段階	朝食のみ	それ以外		個室	多床室
	428円	600円		480円	430円
第3段階①	朝食のみ	夕食のみ	それ以外	個室	多床室
	428円	556円	1, 030円	880円	430円
第3段階②	朝食のみ	夕食のみ	それ以外	個室	多床室
	428円	556円	1, 360円	980円	530円
第4段階	実際に召し上がった食事数に応じて算定			個室	多床室
				1231円	915円